

生駒市法令遵守委員会
平成20年度第3回会議次第

日 時 平成20年8月27日（水）

午後3時から

場 所 生駒市役所2階 201会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

(2) 庁内調査について

(3) その他について

3 閉 会

【配付資料】

- ・法令遵守推進制度運用状況
- ・要望等記録一覧表（平成20年5・6月分）
- ・要望等記録票兼報告書（平成20年7月分）（暫定分）
- ・生駒市法令遵守推進条例に係る要望等調査の結果について

平成20年度第3回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成20年8月27日(水) 午後3時～5時30分

場所 生駒市役所 201会議室(2階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員
(事務局) 坂野監査委員事務局長、山岡監査委員事務局局長補佐、
三原監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

議案

1 開会

2 案件

- (1) 法令遵守推進制度の運用状況について
- (2) 庁内調査について
- (3) その他について

3 主な意見等

- (1) 法令遵守推進制度の運用状況について

○ 6～7月分の要望等報告について【事務局から報告】

- (2) 庁内調査について

○ 調査結果について【事務局から報告】

個々の市職員によって市民等から受けた「要望等」について、今回の調査票で報告するか否かの判断に差が生じており、今回の調査において“0件”と報告のあった課においても、来庁や電話による問い合わせは受けている。例えば、都市整備部都市計画課においては、地形図等の購入や土地利用規制等に関する問い合わせのために、また、同部建築指導課においては、建築確認申請に係る問い合わせのために、それぞれ市民等が来庁されたと聞いている。しかし、これらについては、そもそも条例第2条第6号で規定された「要望等」に該当しないと当該課で判断したことから今回の調査において調査票による報告はなく、一部の課についてはすべての「要望等」を報告してもらうという調査目的は果たせていない。

○ 「要望等」の認識について

- ・ 条例第2条第6号においては「要望等」について「職員以外の者が職員に対して行うその職員の職務に関する要望、提言、相談、意見、苦情その他これらに類する行為」と規定されている。市民等がわざわざ来庁するということになれば、今列挙したいいずれかに該当するものがほとんどであり、今回の調査結果において“0件”との報告があった課は、調査期間中の来庁者及び電話での問い合わせ等が全くなかったということになるが、実際はどうだったのか。

→ 上述のとおり、みどり推進課を除く都市整備部各課においても「要望等の記録・公表制度」（以下「本制度」という。）に基づく報告こそ少ないが、市民等からは日常的に要望や苦情が多く寄せられている。ただ、これらの課においては、市民等から受ける要望等のほとんどを占める通常の業務範囲内での要望や苦情は、条例第 2 条第 6 号で規定された「要望等」には含まれず、通常業務に係る要望や苦情とは異なるイレギュラーなものだけが「要望等」に該当するものとして認識している可能性もある。一方、みどり推進課においては日常的であるか非日常的であるかを問わずすべての要望や苦情を「要望等記録票兼報告書」（以下「記録票」という。）に記録しているために、報告件数が多くなっている。

- ・ 公職者については、条例上、口頭によるすべての要望等を記録することになる。今回の調査結果ではわずか 4 件しか報告されていないが、調査期間中には公職者からの電話、来庁による問い合わせはほとんどなかったのか。市議会議員は、市民や市職員等と接触し、意見の橋渡しを行うのが仕事である。最近においても他の地方公共団体では公職者による口利きの実例も報道されており、現在もまだまだ行政職員に対する市民や議員等による口利きが消滅していることはないように思うが。

→ 今回の調査は、市議会の開会中ではない 5 日間に実施したことから、たとえ本当に 4 件しか問い合わせ等がなかったとしても不思議ではない。しかし、仮に議会開会中であれば、市職員が市議会議員と接触する機会も多くなるため、報告される件数自体ももっと多かっただろうと推測する。

- ・ 個々の市職員においては、口頭による要望を記録したものがいないために仕事に支障が生ずるようなことはないのか。

→ 例えば、建設部土木課においては、要望等については極力文書で行うように指導しているようである。土木課へは道路等に関する要望が多く、個人的な要望では收拾がつかないことから、自治会を通じて文書で要望するように依頼を求めているところである。

- ・ 本制度においては、公職者からの要望等についてはすべて記録すべきであり、不当な要求をされた場合にのみ記録しなければならないといった定義づけはされていないように思う。

- ・ メールによる要望等については口頭による要望等ではないことから、記録票は作成されないことになる。しかし、それらの要望等についても、条例上は記録されないだろうが各課に寄せられる要望等であることには変わらない。文書やメールのような有形での要望等は情報公開制度に基づく開示も可能であるため、本制度においては口頭による要望等だけを記録することとしているだけにすぎない。

○ 来庁簿の導入等について

本市を始めとする官公庁においては、民間企業では最低限記録しておかなければならないとされる各課への来庁者の名前等を記入した来庁簿が存在せず、本制度を運用していくための土壌がまだ十分にできあがっていないと考えられることから、まずは記録することに対する市職員の意識改革を行う必要がある。

確かに、条例が制定されたということだけをもって市議会議員等公職者からの口利きや業者からの不当要求に対する高い抑止効果を望むのはとても無理なことであろうが、やはり本制度が事実上消滅してしまうといった事態だけは避けなければならない。

○ 意見交換会の実施について

各課に寄せられる「要望等」の実態を把握するとともに、本制度に対する率直な意見を伺って今後の本制度のあり方を検討すべく、今回の調査対象であった部局を代表して都市整備部各課の課長補佐級の職員と生駒市法令遵守委員会委員との間の意見交換会(ヒアリング)を1時間程度実施することとする。その際には、各課において「要望等」と考えられるような案件が本当になかったのかどうかについても併せて確認することとする。

なお、市職員との意見交換会については、委員としても本制度の運用に係る改善策を見出すべく、今回限りではなく複数回開催する必要があるだろう。また、今回の意見交換会を踏まえ、再度調査を実施する必要性が生ずることも考えられる。

(3) その他について

○ 意見書の作成について

一部の事業部門の課においては、日常的に寄せられる要望を条例第2条第6号で規定する「要望等」とは捉えておらず、記録票も作成されていないことを踏まえ、現時点において本制度が機能していない状況を改善すべく、本制度が施行されてから1年が経過する11月を契機として、これまでに事務改善がなされた点やなされていない点をはじめ、今後本制度を運用するに当たっての意見等について、委員として何らかの報告をしなければならないと考えている。

○ 次回の予定

9月19日(金)午後2時より

今回の調査結果(報告された件数)については、委員会の開催までに報告する。

○ 今後の委員会運営について

11月を目途に委員会としての報告書を出すことで、今後は、本制度の運用についてどのように改善されたかを注視していくことが委員会の主な職務になるものと考えてるので、来年度以降における法令遵守委員会の開催はおおむね3か月に1回程度としてもいいのではないかと考えている。

4 閉 会